

第6章 介護保険サービス等の見込み

国の示す地域包括ケア「見える化」システムを利用し、保険料を推計しました。介護保険サービスの事業量及び保険料設定は、以下のような流れで行いました。

推計の流れ

給付実績（サービスごとの利用者数、利用回（日）数、給付費の平成27年度、平成28年度及び平成29年度実績見込み）の整理

◇介護保険事業状況報告を活用した給付実績の整理

A 人口及び要介護認定者数の推計

（平成30年度～平成32年度、平成37年度）

◇推計人口と現状の認定状況の推移を踏まえて自然体推計。

◆自然体推計した認定者数に施策を反映して推計。

B 施設・居住系サービスの見込み量の推計

（平成30年度～平成32年度、平成37年度）

◇居住系サービスは、推計した要介護認定者数から、現状の推移を踏まえ、利用者数を自然体推計。

◆施設・居住系サービスの利用者数については、整備計画を踏まえ、利用者数を設定して推計。

C 在宅サービス等（施設・居住系を除くサービス）の見込み量の推計

（平成30年度～平成32年度、平成37年度）

◇要介護認定者数からBの利用者数を除いた対象者数から、現状の推移を踏まえ、利用者数等を自然体推計。

◆自然体推計した利用者数に施策を反映して推計。

D 介護給付等サービス見込み量の推計

（平成30年度～平成32年度、平成37年度）

◇推計した見込み量について、介護報酬改定率等の影響を反映、一定以上所得者の利用者負担の見直し、消費税率等の見直しの影響を反映、処遇改善に伴う影響を反映。

E 保険料の推計（平成30年度～平成32年度、平成37年度）

◇施策反映後のサービス見込み量等をもとに保険料を推計。

1 高齢者人口及び要介護認定者等の将来推計

(1) 高齢者等の人口推計

当町の総人口は、年々減少し平成32年度で10,640人、高齢者人口は5,113人、高齢化率は48.1%と予測されます。今後も高齢化は進行し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度には4,572人、高齢化率は49.0%に達するものと予測されます。

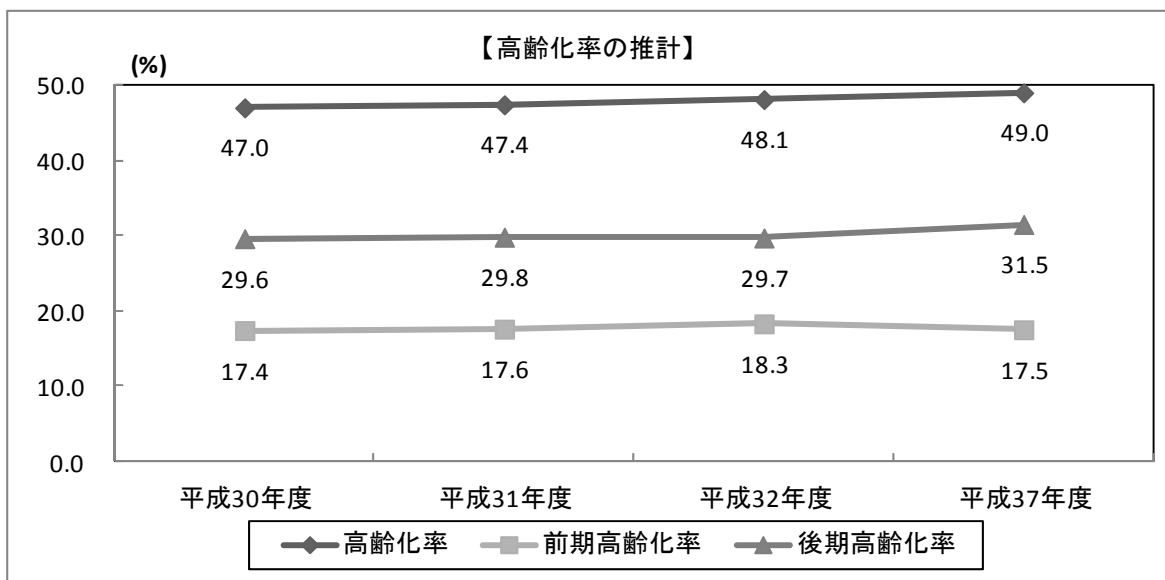
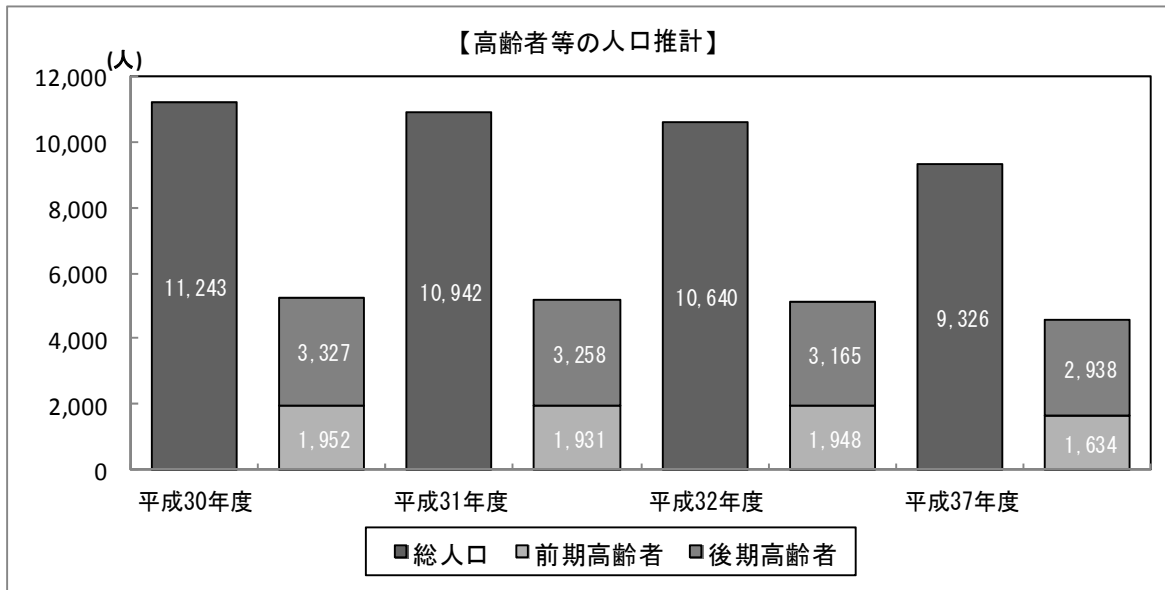
【高齢者等の人口推計】

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
総人口	11,243	10,942	10,640	9,326
40歳未満	2,701	2,608	2,505	2,171
40～64歳	3,263	3,145	3,022	2,583
高齢者人口	5,279	5,189	5,113	4,572
前期高齢者	1,952	1,931	1,948	1,634
65～69歳	1,114	1,021	963	738
70～74歳	838	910	985	896
後期高齢者	3,327	3,258	3,165	2,938
75～79歳	962	910	822	829
80～84歳	1,069	1,044	1,018	789
85歳以上	1,296	1,304	1,325	1,320
高齢化率	47.0%	47.4%	48.1%	49.0%
前期高齢者	17.4%	17.6%	18.3%	17.5%
後期高齢者	29.6%	29.8%	29.7%	31.5%

※人口推計については、新潟県作成の推計シートを活用して推計しています。

※推計値等については、端数処理の関係上、内訳と合計など一致しない場合があります。



(2) 要介護認定者数の推計

高齢化に伴い、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）も平成32年度までは増え続け、平成37年度には若干減少となります。平成32年度には1,240人、認定率は24.3%と見込まれます。また、認定者数はほぼ横ばいに推移しますが、認定率は平成37年度で26.9%に達するものと見込まれます。

【要介護認定者数の推計】

(単位：人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者数	5,279	5,189	5,113	4,572
認定者数	1,234	1,239	1,240	1,230
第2号被保険者	14	16	19	19
第1号被保険者	1,220	1,223	1,221	1,211
認定率	23.4%	23.9%	24.3%	26.9%
要支援1	268	268	269	265
要支援2	122	124	125	123
要介護1	265	263	260	251
要介護2	145	147	146	146
要介護3	123	122	121	125
要介護4	166	168	170	168
要介護5	145	147	149	152

※第一号被保険者のみ

※推計値（認定者数）については、端数処理の関係上、内訳と合計など一致しない場合があります。

2 介護保険サービス事業量等の見込み

(1) 介護サービス見込み量

介護サービス事業量、給付費の見込みについては平成27年度、平成28年度の実績及び、平成29年度の見込みを基に認定者数、各種サービスの利用率、日常生活圏域ニーズ調査を加味して算出し、計画期間における各サービスごとに見込んでいきます。

① 居宅介護サービス

【居宅介護サービスの見込み】

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問介護			
給付費	78,290	76,777	75,743
人数	1,308	1,284	1,260
訪問入浴介護			
給付費	6,585	6,588	6,588
人数	84	84	84
訪問看護			
給付費	17,785	17,793	17,793
人数	996	996	996
訪問リハビリテーション			
給付費	351	351	351
人数	36	36	36
居宅療養管理指導			
給付費	2,842	2,914	2,998
人数	468	480	492
通所介護			
給付費	250,964	250,325	249,408
人数	3,156	3,144	3,132
通所リハビリテーション			
給付費	24,603	24,614	25,195
人数	456	456	468

【居宅介護サービスの見込み】

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所生活介護			
給付費	197,789	201,847	204,639
人数	1,740	1,776	1,800
短期入所療養介護(老健)			
給付費	3,399	3,400	3,400
人数	24	24	24
短期入所療養介護(病院等)			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
福祉用具貸与			
給付費	37,574	38,257	38,941
人数	2,748	2,796	2,844
特定福祉用具購入費			
給付費	1,241	1,241	1,241
人数	60	60	60
住宅改修			
給付費	4,720	4,720	4,720
人数	48	48	48
特定施設入居者生活介護			
給付費	68,181	69,239	70,265
人数	588	600	612
居宅介護支援			
給付費	77,720	78,740	79,547
人数	4,752	4,812	4,860

② 地域密着型サービス

〔地域密着型サービスの見込み〕

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
認知症対応型通所介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
小規模多機能型居宅介護			
給付費	102,419	104,526	106,093
人数	576	588	600
認知症対応型共同生活介護			
給付費	106,189	106,237	106,237
人数	408	408	408
地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
地域密着型通所介護			
給付費	5,704	5,706	5,706
人数	24	24	24

③ 施設サービス

施設サービスの利用者数は現在の施設数で見込んでいます。

【施設サービス利用者数の推計】

(単位：月平均人数)

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	32	32	31
	要介護 4	56	57	59
	要介護 5	56	56	56
	計	144	145	146
介護老人保健施設	要介護 1	29	29	28
	要介護 2	20	20	20
	要介護 3	20	20	20
	要介護 4	29	30	31
	要介護 5	32	32	33
	計	130	131	132
医療施設 介護療養型	要介護 1	0	0	0
	要介護 2	0	0	0
	要介護 3	0	0	0
	要介護 4	2	2	2
	要介護 5	1	1	1
	計	3	3	3
3 施設サービス合計		277	279	281

【施設サービスの見込み】

(単位：千円、人)

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設				
給付費		414,465	417,401	420,160
人数		1,728	1,740	1,752
介護老人保健施設				
給付費		387,224	390,563	394,440
人数		1,560	1,572	1,584
介護医療院				
給付費		0	0	0
人数		0	0	0

【施設サービスの見込み】

(単位：千円、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護療養型医療施設			
給付費	11,988	11,993	11,993
人数	36	36	36

④ 介護予防サービス

【介護予防サービスの見込み】

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防訪問入浴介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防訪問看護			
給付費	3,190	3,192	3,192
人数	300	300	300
介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導			
給付費	1,371	1,372	1,372
人数	264	264	264
介護予防通所リハビリテーション			
給付費	20,621	20,876	20,876
人数	816	828	828
介護予防短期入所生活介護			
給付費	5,568	5,594	5,594
人数	144	156	156
介護予防短期入所療養介護(老健)			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0

【介護予防サービスの見込み】

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防福祉用具貸与			
給付費	6,117	6,239	6,362
人数	1,248	1,272	1,296
特定介護予防福祉用具購入費			
給付費	648	648	648
人数	36	36	36
介護予防住宅改修			
給付費	3,384	3,384	3,384
人数	36	36	36
介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	12,697	13,354	13,750
人数	300	312	324
介護予防支援			
給付費	10,853	11,075	11,293
人数	2,400	2,448	2,496

⑤ 地域密着型介護予防サービス

【地域密着型介護予防サービスの見込み】

(単位：千円、回、日、人)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	0	0	0
人数	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	20,520	21,980	23,431
人数	384	408	432
介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	5,779	5,782	5,782
人数	24	24	24

(2) 介護サービス・介護予防サービスの給付費等

必要サービス量に基づいて算出されたサービスごとの介護給付費・予防給付費等の総給付費は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費 (一定以上所得者負担の調整後)	1,890,386	1,929,010	1,966,646	5,786,042
介護サービス給付費	1,800,033	1,813,232	1,825,458	5,438,723
介護予防サービス給付費	90,748	93,496	95,684	279,928
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	395	599	603	
処遇改善に伴う介護報酬改定 及び消費税率の見直しを勘案 した影響額	0	22,881	46,107	
特定入所者介護サービス費給付費 等(資産等勘案調整後)	98,040	98,280	98,400	294,720
高額介護サービス費等給付額	42,000	42,120	42,240	126,360
高額医療合算介護サービス費等給 付額	5,020	5,030	5,040	15,090
算定対象審査支払手数料	1,104	1,109	1,114	3,326
標準給付費見込額	2,036,550	2,075,549	2,113,440	6,225,539

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(3) 地域支援事業費の見込み

介護予防事業や介護予防事業・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業等にかかる3年間の事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
地域支援事業費	156,630	158,196	158,160	472,986
介護予防事業・日常生活支援総合事業費	105,718	97,582	97,491	300,791
包括的支援事業・任意事業費	50,912	60,614	60,669	172,195

(4) 介護保険事業費の見込み

標準給付費及び地域支援事業費の総事業費を見込んでいます。

(単位：千円)

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費	2,036,550	2,075,549	2,113,440	6,225,539
地域支援事業費	156,630	158,196	158,160	472,986
介護保険事業費	2,193,180	2,233,745	2,271,600	6,698,525

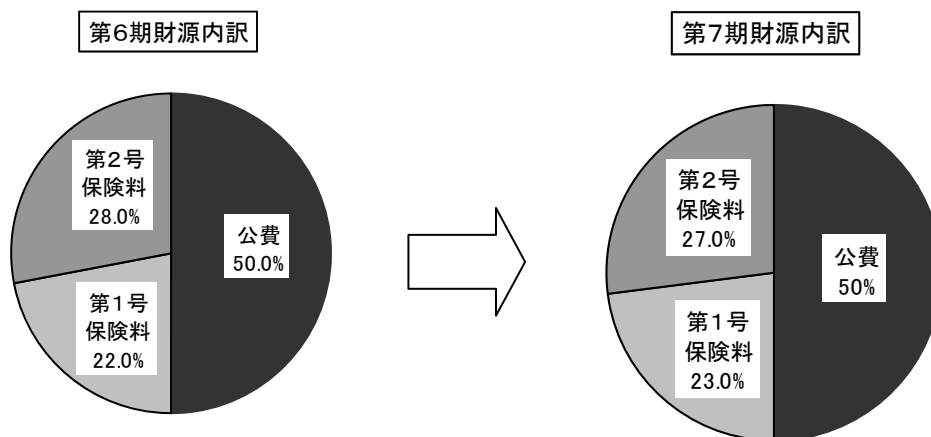
3 介護保険料の推計

(1) 介護保険料の方針について

第7期介護保険料（平成30年度～32年度）については、第7期計画期間3カ年の介護保険サービス見込み量を設定し、介護保険事業費を算定した上で、保険料算定の諸要件及び国の指針を基に、算定しています。

第7期の保険料を算出するにあたっての諸要件

* 第1号被保険者の介護保険料負担率 22% → 23%（1%増）

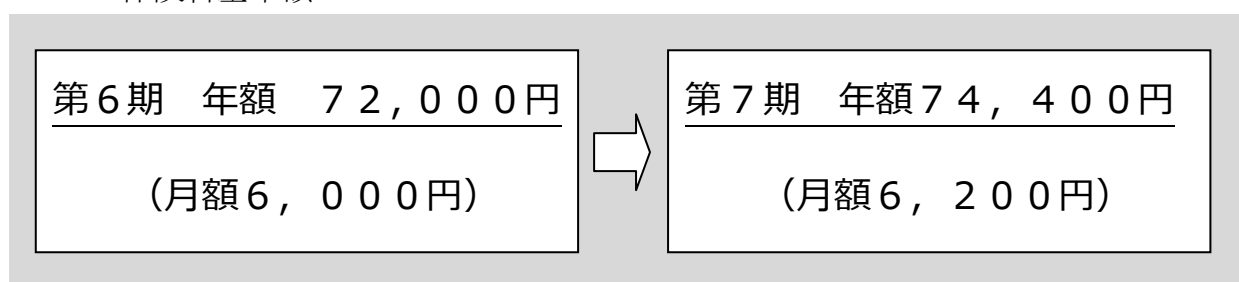


(2) 第1号被保険者の保険料推計

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数	5,279人	5,189人	5,113人	15,581人
前期(65~74歳)	1,952人	1,931人	1,948人	5,831人
後期(75歳~84歳)	2,031人	1,954人	1,840人	5,825人
後期(85歳~)	1,296人	1,304人	1,325人	3,925人
所得段階別加入割合補正後被保険者数	4,879人	4,796人	4,726人	14,401人(a)
標準給付費見込額	2,036,550,000円	2,075,548,773円	2,113,439,780円	6,225,538,553円
地域支援事業費見込額	156,630,000円	158,196,000円	158,160,000円	472,986,000円
第1号被保険者負担分相当額	504,431,400円	513,761,298円	522,467,949円	1,540,660,647円
調整交付金相当額	107,113,400円	108,656,539円	110,546,539円	326,316,478円
調整交付金見込交付割合	10.85%	10.63%	10.41%	
後期高齢者加入割合補正係数	0.8073	0.8174	0.8279	
所得段階別加入割合補正係数	0.9239	0.9239	0.9239	
調整交付金見込額	232,436,000円	231,004,000円	230,158,000円	693,598,000円
準備基金の残高 (平成29年度末)				195,000,000円
準備基金取崩額				107,301,897円
保険料収納必要額				1,066,077,228円 (b)
予定保険料収納率	99.50%(c)			
保険料基準月額 (b÷c÷a÷12)	6,200円			

① 介護保険料(第1号被保険者)

保険料基準額



② 保険料段階の設定について

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行い9段階としています。

基準金額については、第7段階は本人が市町村民税課税者で合計所得金額120万円以上200万円未満、第8段階は200万円以上300万円未満、第9段階は300万円以上で負担能力に応じた保険料率を設定します。

〔段階別保険料〕

所得段階	対象者	料率	年額保険料（円）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 	0.50	37,200
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下 	0.75	55,800
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 	0.75	55,800
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下 	0.90	66,960
第5段階 (基準段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超 	1.00	74,400
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満 	1.20	89,280
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満 	1.30	96,720
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満 	1.50	111,600
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税課税かつ合計所得金額300万円以上 	1.70	126,480

※低所得者の保険料軽減強化については、国の取り扱いに従うものとします。

4 介護保険制度を円滑にするために

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実していきます。

① サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実に努めます。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

② 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

地域包括ケアシステムを推進するとともに制度の持続可能性を確保するために、保険者機能を発揮して、地域の課題を分析して自立支援・重度化防止に取り組むよう制度化されました。

- データに基づく課題分析と対応
- 適切な指標による実績評価
- インセンティブの付与

5 介護給付及び予防給付に係るサービス見込み量確保のための方策

(1) 居宅サービスなどの見込み量確保のための方策

① 居宅サービス

認定者数がほぼ横ばいで推移し、居宅サービスの提供はおおむね確保されているものと考えますが、現在の供給体制を維持し、その質的向上を図るよう、サービス提供事業者へ働きかけていきます。

また、利用見込みがないサービスについても、利用者とその家族が必要とする場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう事業所に働きかけ、対応できる事業所の確保に努めます。

② 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業者がサービスの向上を図り、質の高いサービスを供給することができるよう関係機関と連携して研修会等を支援し、増加する介護需要に対応するため、その担い手となる人材の確保に努めます。

③ 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人保健施設は現在の供給体制を維持し、質の確保に努めます。

(2) 地域支援事業

生活支援と高齢者の社会参加が一体となった取り組みについて、事業所またはボランティア等への働きかけ、人材の養成に努めるとともに、マネジメントを担う地域包括支援センターが中心となり、円滑な事業実施のための体制づくりを推進します。

また、効果的な介護予防ケアマネジメントが行えるよう研修を実施するとともに、高齢者に関する様々な制度（権利擁護等）について理解を深め高齢者への適切なサービス提供が行えるよう推進していきます。

第7章 サービスの円滑な提供を図るための事業

1 介護サービスの円滑な提供

(1) 適正な介護サービスの充実

介護サービスについて、苦情への対応と評価の仕組みを効果的に活用した事業者への支援・指導を行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

介護保険サービスの適切な利用及び提供を促進するため、地域包括支援センターを中心に情報の提供、相談及び援助を適切に行えるよう体制の整備に努めます。また、介護保険サービス利用者や介護者等に対し適切な情報を積極的に提供します。

(2) 介護給付等に要する費用の適正化

介護保険法に基づき、サービス事業者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを目的に指導を行っていきます。

また、国の「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ県と連携を図りながら、要介護認定結果の点検、適切なケアプランの作成、事業者に対する指導を実施し、適正化の取り組みを進めます。

2 サービスの質の確保・向上

(1) 事業者相互間の情報交換・連携

サービスの質の向上や供給量の確保を図るため、事業者への適切な支援を行うとともに、苦情に関する情報やサービスの需給情報などの提供、個人情報保護に向けた取り組みを支援し、サービスの円滑な提供に努めます。

事業者間の情報交換、事業者相互の連携を図るため、地域ケア会議等を活用して、サービス提供事業者情報の共有化を推進します。

また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的マネジメント事業を通じて、介護サービス事業者との連携を強化し、高齢者の安心した生活を支えるサービス提供ができるよう推進します。

(2) 介護サービス評価の構築

サービスの質の向上を図るため、介護サービス情報の公表と事業者自身による改善取り組みにより、サービス評価が行えるよう支援するとともに、第三者評価の普及・推進に努めます。

(3) 人材の育成・確保・定着

質の高い介護サービスを安定して提供するため、人材の確保策や研修会などを実施するとともに、県との連携を強化し、人材の専門性向上の取り組みを高めていきます。また、認知症ケアの普及や家族を含めた適切なニーズ把握とサービス提供につながるようにケアマネジャーや介護職員の対応力向上を図る研修等を積極的に推進します。

離職防止や定着促進の取り組みとして、介護事業所等の職員の悩み事などの相談に応じていきます。

3 利用者保護の仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

身近な相談窓口として設置されている地域包括支援センターや各地域支援センターを中心として医療・介護・福祉の関係機関との連携を強化しながら相談体制の充実を図り、高齢者や介護者の様々な相談に対応していきます。

また、介護保険の趣旨や仕組み、サービス等について広く周知を図ります。

(2) 苦情処理システムの確立

サービスに関する苦情については、相談窓口の体制整備を図るとともに、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター、介護保険担当課及び各支所と連携を強化し対応します。

4 地域ケア会議の体制確保

地域包括ケアシステムを推進していく中で、地域の高齢者の個別の課題を解決するためには、地域ケア会議を定期的開催し、実務レベルでの事業の調整や情報交換を通して、施策につなげるなど、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域ケア会議の体制を確保していきます。

5 計画の進行管理

本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて報告・協議し事業が円滑に実施されるよう努めます。また、評価や課題については、適正な事業実施を図るため、今後の運営や計画の見直し時に反映していきます。

○介護保険事業については、その事業が円滑に運営され、良質なサービスが提供されているかを「阿賀町介護保険事業計画策定委員会」において事業内容や事業の成果などについて検討を行います。

○介護予防については、効果的かつ効率的に実施する観点から、PDCA サイクルの考えに基づき、定期的に評価を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されたか等の事業実施課程に着目した評価を行います。